

久留米市における全市的地域ケア会議について

1 久留米市における全市的地域ケア会議(地域ケア会議専門部会:平成29年度設置)

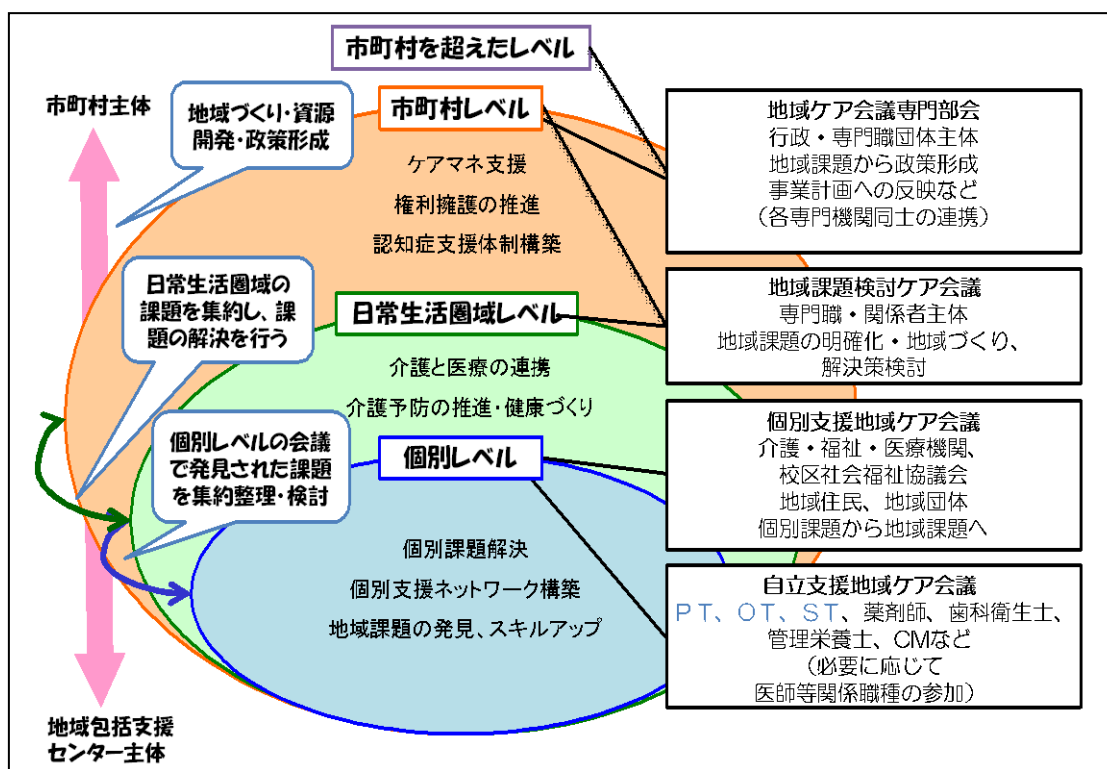
(1) 会議体の位置付け

地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりの検討、地域に必要な取り組みを久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画へ反映するなどの政策形成につながるための会議。

(2) テーマとする地域課題

地域課題検討ケア会議において検討された地域課題の中から、地域に不足している資源やサービスなどを開発するために、全市的レベルでの政策形成が必要と判断されるもの。

2 地域ケア会議のイメージ



3 地域課題検討ケア会議の設置状況(平成25年度～平成29年度)

67 会議体(圏域単位 18、小学校区単位 30、自治会単位 19)

4 今後の進め方

平成31年度…平成30年度中の地域課題について議論・提言

平成32年度…平成31年度中の地域課題について議論・提言、議論・提言のまとめ

参考1：地域ケア会議の法令根拠（改正介護保険法：H27年4月1日施行）

第115条の48 市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業※の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関連団体等により構成される会議を置くように努めなければならない。

※地域包括支援センターが行う包括的・継続的マネジメント支援事業

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者※への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

※要介護被保険者、居宅要支援被保険者、その他市町村が支援が必要と認める被保険者（介護保険法施行規則140条72の2より）

参考2：厚生労働省通知による「全市的地域ケア会議」の機能

出典：H25年3月29日老健局振興課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」

H25年2月14日老健局振興課通知「地域ケア会議に関するQ&A」

- (1) インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域に必要な資源を開発する「地域づくり・資源開発機能」
 - (例) 公的サービスだけでは支えきれない課題（ゴミ出し、見守り）がある場合、住民組織やボランティアとの協働などについて検討
 - (例) 特定の機関（医療機関、施設等）との連携が進まない場合、関係者で好事例を共有し、改善方法を検討
 - (例) 特定の介護支援専門員やサービス事業者の課題（自立支援の理解不足、サービス過剰、サービス過小等）の解決のため、職能団体や事業者団体のネットワーク化による解決方法を検討
- (2) 地域に必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していく「政策形成機能」
 - (例) 圏域内で解決困難な課題（買い物弱者の移動手段、孤立化防止に関する企業との連携等）について、市町村での事業化・施策化の必要性について提言
 - (例) 地域ケア会議で見出した地域で実践されている有効な解決策を、地域全体に普及することについて提言

※久留米市においては、平成28年度から、校区ごとに、支え合い推進会議が設置され、そのため原則として、生活課題は、支え合い推進会議で議論、医療・福祉・介護領域の専門的課題は、地域課題検討ケア会議で議論している。